

# 日本の役割は?

日本は、国連が使うお金をアメリカに次いで多く負担している。その割合は全体の1割にもなる。経済的には国際社会に大きく貢献しているが、一方で「貢献している姿が見えにくい」という声がある。国連の平和を守る取り組みに、日本はどのような役割を果たしているのだろう。

## 唯一の被爆国として核軍縮を訴え

日本は唯一、戦争で被爆した国。その立場から、核軍縮が進むよう訴えてきた。ほかの国々とともに「核兵器の全面廃絶に向けた共同行動」という決議案を、20年にわたって国連総会に提出し続けている。強制力はないが、2013年の採択では169カ国が賛成するなど、多くの国々の支持を得た。また、1989年から、日本国内で国連軍縮会議が毎年開催されている。昨年は静岡県で開催され、16カ国約70人が参加した。これは政府の代表が集まって条約交渉などを行う会議とは違うが、各国の政府高官や軍縮問題の専門家などが個人で参加し議論する場となっている。



国連総会の様子=2004年9月



東ティモールでのPKOに参加する自衛隊員たち。山間部で道路修繕工事を行っている=2004年

## PKOにこれまで9,500人以上が参加

日本がPKOに参加を始めたのは1992年9月からだ。アフリカのアンゴラに選挙の監視員が3人派遣された。同じ月、東南アジアのカンボジアに約600人の自衛隊員が道路や橋の建設などのため派遣された。これまで9,500人以上が世界各地のPKOに参加した。現在はアフリカの南スーダンで活動している。90年の湾岸危機の後、具体的な活動に参加できるよう「国連平和維持活動(PKO)協力法」を作った。



### 資金協力では認められず

湾岸危機は1990年、イラク軍がクウェートに攻め入った事件。国連安保理は撤退要求の決議を出したがイラクが無視したため、91年に多国軍が派遣され湾岸戦争になった。日本は資金協力したが、国際社会では認められず、停戦後の91年、ベルンで湾岸に自衛隊が初めて海外派遣され、機雷の除去にあたったんだ

### 命を落とした人も……

カンボジアでは国連ボランティアの中田厚仁さんと岡山県警の高田晴行さんが、現地で襲われて亡くなった。公平な選挙を実施する支援をしていたよ



これまでの日本のPKO

- 自衛隊が参加したもの
- 自衛隊が参加していないもの

写真はカンボジアの子どもと遊ぶ自衛隊員たち。PKOに初めて自衛隊が派遣された=1993年6月

## 憲法と集団安全保障

多くの国が一緒になって、国同士の争いを防ぐことを集団安全保障という。国連はその代表例で、むやみに武力を使うことを条約などで禁止し、違反した国に対し、組織的な圧力を加えて戦争を防止する。時には武力で制裁するが、日本国憲法は国際紛争の解決に武力を使うことを認めていないので、日本はこれに参加できない。



国連は世界平和を守るために武力を使うのだ。手伝ってもよさそうなのに、制限があるなんて、変な話なの!

もともと戦力を持たない、戦争もしないって憲法にあるのに、海外に自衛隊を派遣している時点で無理があるんじゃないか? いっそ憲法を変えてしまえばいいんじゃないか? そしたら話が早いぜ!

そんなのダメ! 武力を使わない国際貢献もあるだけじゃ。日本はそっちを専門にするだけじゃ!

憲法9条と国際貢献の関係については、多くの意見があるわ。ただね、日本国憲法は第二次世界大戦の反省に立ち、二度と戦争を引き起こさないように生まれたものよ。これだけは忘れちゃダメ

## 日本の果たすべき役割 国民みんなで議論を

日本の国連を通じた平和への貢献のあり方について、毎日新聞政治部の古本陽荘記者に話を聞いた。

安倍晋三首相は「積極的平和主義」という言葉を掲げ、現在の憲法の下で、自衛隊がPKOなどにどこまで協力できるかを検討しています。背景には、もし日本がある国に攻められた時、普段から血を流す覚悟で国際的に活動していない国を、ほかの国が助けてくれるかという考えがあります。世界に警察官はいません。その代わりが国連であり、集団安全保障なのです。国際社会は弱肉強食で、武力がないと平和を守りきれないのが現実です。

とはいえ、日本は過去の反省に立って現在の憲法を作り、平和主義を貫いてきました。お金の面や軍縮のアピール、武器を持たない人たちによる協力など、できることはたくさんあるという意見も少なくありません。

各国が役割分担をしながら平和を守ろうとしている中、日本はどんな役割を果たすのか。国会議員や役所の人だけでなく、国民みんなで議論すべき問題です。ぜひ考えてみてください。



古本陽荘記者

## 憲法で認められる活動に限る

日本国憲法9条では、日本は武力を持たず、戦争をしないと定められている。そのため、自衛隊のPKOでは、武器の使用は自分たちの身を守る時だけなど憲法で認められる範囲に限られ、五つの条件を守ることが法律で決められている。

- ① 紛争をしている人たちの間で停戦の合意が成立している
- ② 紛争をしている人たちがPKOや日本の参加に同意している
- ③ 中立の立場を守る
- ④ 1~3のいずれかが満たされない場合は部隊を撤退できる
- ⑤ 武器の使用は要員の生命などを守るために必要な最小限のものに限られる

こうした条件のために、例えば、国連職員やNGOなどが紛争地域で襲われたときに助けに向かう「駆け付け警護」ができない。もっと国際協力ができるようにすべきだというのが、今の政府の考えだ。

